

令和7年度

第11回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、8番、田嶋久実君、10番、高橋裕君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座にて説明させていただきます。それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画(案)の意見について、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の策定を群馬県農業公社へ要請することについて意見を求める。

令和8年2月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、小板橋主任から説明いたします。

議長 小板橋主任の説明を求めます。

小板橋主任。

小板橋主任 それでは、農用地利用集積等促進計画について、6件の計画をご説明いたします。

資料3ページをご覧ください。

なお、表の米印が付いている計画につきましては、旧制度の利用権設定から、中間管理契約に移行するものであり、経営面積に変わりはありません。

それでは、1件目の計画です。

農地の所在は、榛東村大字長岡字梨木平1965番1。現況地目、畑。面積947平米。権利の種類は使用貸借。利用目的は畑です。農地の所有者は埼玉県の方で、契約始期令和8年4月1日から5年間の令和13年3月31日までです。耕作者は山子田の方で、地域計画内の農地となります。

2件目の計画です。

榛東村大字長岡字梨木平2004番2。現況地目、畑、面積420平米。権利の種類、使用貸借。利用目的は畑です。農地の所有者は広馬場の方で、契約始期は令和8年4月1日から5年間の令和13年3月31日までです。耕作者は長岡の方で地域計画内の農地となります。

3件目の計画です。

榛東村大字長岡字梨木平2004番3、現況地目、畑。面積は1,149平米。権利の種類は使用貸借。利用目的は畑です。農地の所有者は吉岡町の方で、契約始期令和8年4月1日から10年間の令和18年3月31日までです。耕作者は長岡の方で地域計画外の農地となります。

4件目の計画です。

榛東村大字広馬場字八ノ海道1518番2外1筆。面積は計3,514平米。権利の種類は使用貸借。利用目的は畑です。農地の所有者は新井の方で、契約始期令和8年4月1日から5年間の令和13年3月31日までです。耕作者は広馬場の方で地域計画外の農地となります。

5件目の計画です。

榛東村大字広馬場字上サ3107番4外1筆。面積は計2,084平米です。権利の種類は賃貸借。利用目的は樹園地です。農地の所有者は埼玉県の方で、契約始期令和8年4月1日から5年間の令和13年3月31日までです。耕作者は石崎市の方で地域計画内の農地となります。

6件目の計画です。

榛東村大字広馬場字宿4104番1。現況地目は畑。面積は4,020平米のうち2,300平米。権利の種類は賃貸借。利用目的は畑です。農地の所有者は広馬場の方で、契約始期令和8年4月1日から5年間の令和13年3月31日までです。耕作者は広馬場の方で地域計画外の農地となります。

最後に、借り手の営農状況についてご説明しますので5ページ目をご覧ください。借り手の営農状況についてご説明いたします。

まず1人目の方は、26歳の方で年間の農業従事日数は300日です。現在の耕作面積

は約4町8反です。主たる経営作物は米、ナス、スイートコーンで、主な農機具の保有状況につきましては、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック2台です。

続いて、7ページ目をご覧ください。

2人目の方は、70歳の方で、農業従事日数は年280日です。現在の耕作面積は1町6反。主たる経営作物はネギ、米、ブロッコリーです。主な農機具の保有状況については、トラクターを1台、管理機を1台、畝立て機を1台、軽トラックを2台です。

続いて、12ページをご覧ください。

続いて、所在地が榛東村広馬場にある農地所有適格法人となります。現在の耕作面積は高崎市にある農地を1反となっており、今後村内に増やしていく予定です。経営作物はキュウリ、ニンジンです。所有している農機具については、動力噴霧機を1台と、農地の所有者から20馬力のトラクターを借りているとのこと。

続いて、14ページをご覧ください。

次の方が55歳の方で、農業従事日数は年300日です。現在の耕作面積は約1町3反。主たる経営作物はブドウです。主な農機具の保有状況については、トラクターを1台、スピードスプレイヤーを1台、ミニバックホーを1台、軽トラックを2台です。

次に、16ページをご覧ください。

続いての方は、71歳の方で、農業従事日数は年270日です。現在の耕作面積は1町。主たる経営作物はネギと水稻です。主な農機具の保有状況につきましては、トラクターを1台、コンバインを1台、ネギ掘り取り機を1台、管理機を1台です。

説明は以上です。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので質疑なしとして、採決に移ります。

議案第1号について、議案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見については原案のとおり決定することとします。

ここで、小板橋主任の退席を認めます。

(小板橋主任退席)

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書17ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。1つ目の農地の所在は大字新井字堀之内156番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,184平米。権利種別は使用貸借、内容は新規。貸付人は新井の方。経営面積は自作地75.3アール。申請事由は、借受人からの申請に応じ、申請地を貸し付けたいとのこと。2つ目の農地の所在は大字新井字堀之内157番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は389平米。権利種別は使用貸借、内容は新規と。貸付人は新井の方。経営面積は自作地64.1アール。申請事由は、借受人からの申請に応じ申請地を貸し付けたいとのこと。借受人は高崎市の社会福祉法人。経営面積は借受地14アール。申請事由は障害福祉サービスを運営しており、知的障害を持っている利用者が農作業を行うことは体によい影響を及ぼすことから、作業種を増やしたいと考え、農地を借り受けて、野菜を栽培したいとのこと。

議案書18ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員6番、内海優司君。

内海委員 農業委員6番の内海です。

議案第2号、番号1の件につきまして、自己に関わることなので、退席の許可を求めます。

議長 農業委員6番、内海優司君の退席を認めます。

(内海委員退席)

議長 ほかにご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

ただいまの議案第2号、1番の案件につきましては事務局長の説明のとおりでございますけれども、地元委員として一言補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず現地調書の2ページをお開き願いたいと思っております。

この案件の申請地でございますけれども、新しくできたしんとびあ、また給食センター、その給食センターの南、村道を挟んだところにある一角の農地でございます。この農地は、北側が村道、東も村道、南も村道ということで3方は村道に囲われてございます。西側については、馬入れ、それから墓地、それと田んぼが一部あるというような形の中の立地でございます。

今回の申請者につきましてはそのしんとびあの駐車場のすぐ南にある新井緑地公園の東にあります障害者施設というような形で、そこに入居されている障害者の方の農作業の場所として借入れを行うという形の申請でございます。この施設は既にこの申請地のちょっと南で既に農作業に取り組んでいる形の中で、今回、ネギ、さつまいも等を増やして作業に当たっていくというような考え方の中の申請でございます。

そういった形の中で、地元委員といたしますと、許可相当と思われまして、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。ほかに意見はありませんか。

意見はありますか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可といたします。

ここで農業委員6番、内海優司君の入室を認めます。

(内海委員入室)

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書19ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。1つ目の農地の所在は大字新井字長谷津2559番

1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,084平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。2つ目の農地の所在は大字新井字長谷津2557番3。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は509平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。譲受人は東京都港区の法人。転用目的は太陽光発電施設用地、施設等は太陽光パネル180枚。転用理由、譲受人は太陽光発電事業の適地を探していたところ、申請地を譲り受けることができることとなったため、申請地において、太陽光発電事業を行いたいとのこと。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのこと。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地。宅地開発審議事案でございます。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥静男です。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明どおりですが、地元委員として説明を補足させていただきます。

資料5ページからになります。場所は、南新井の信号から前橋方面に200メートルぐらい東へ進んだ道路の北側となります。

現状は、北側、西側、あと、北東側が村道、あるいは、県道に囲まれて、東側、南東側は宅地となります。農地とは隣接しておりません。

過去には放棄地で、表流水が流出して、ちょっと問題になったこともあるようですが、計画では小堰、あるいは、畦板を設置ということなので、地元委員としては問題ないかと思っておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

今回の案件については、宅地開発案件ということでありますので、その意見があればちょっと説明をお願いしたいということと、今回の設置場所、近隣住居が非常に近いということで、これ、後でクレームが出るんじゃないかなというようなことで、ちょっと心配されるところがあるんですけども、現状、太陽光の設置についての規制等がないんですけども、こういった近隣に近い、住居に近い太陽光の設置に対する、本来であれば条例等の設置があればいいのかなということだと思うので、その辺のことも検討していただければありがたいと思います。

とりあえず説明のほうは以上です。

議長 事務局長。

事務局長 小山委員から言われました村からの指示事項、要望については、産業振興課としては、ここの農地については圃場整備もされておりませんし、先ほど羽鳥委員から言われたとおり、周りを囲まれており、農地と隣接していないということで問題ないということでございます。

ただし、工事とか、あと、周辺住民については近隣から苦情を出ないようにという指示は各課から指示は出されておりますので、条例にはないんですが、一応指示要項は守るということで伺っております。

以上です。

議長 ほかにはご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号番号2について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書19ページ、現地確認調書8ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。

農地の所在は大字新井字高塚2951番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は808平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。譲受人は前橋の法人。転用目的は貸し露天車両置場用地、施設等はありません。転用理由、譲受人は前橋市で不動産を営んでおり、渋川市内の法人から依頼を受け車両置場として使用できる土地を探していたところ、申請地を譲り受けられることとなったため、取得し、同社へ車両置場として貸し付けたいとのこと。譲渡人は譲受人の申出を受け申請地を譲り渡したいとのこと。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥静男です。

議案第3号、番号2について事務局長の説明のとおりですが、地元委員として補足説明をさせていただきます。

資料は8ページからとなります。

渋川高崎バイパス高塚の信号、現地は高塚の信号東100メートルぐらいの県道の南側となります。

現地は北側は県道、西側が農地、南側が農地、東側が村道となります。現地は何年も耕作されていない土地、手入れだけというか、管理だけされていた土地で、計画のとおりであれば、雨水の処理さえきちんとしていただければ、近隣に影響はないかと思われま。

地元委員としては、計画を守っていただければ許可相当と思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号3について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書20ページ、現地確認調書は11ページからとなります。

議案第3号、番号3、図面番号3。

農地の所在は、大字新井字桃泉3796番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,046平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。譲受人は福島県の法人。転用目的は農業用施設用地埋却地、施設等はありません。転用理由、譲受人は養鶏業を

営んでおり、伝染病にかかった家畜の埋却地を村内にある養鶏場の近隣において探していたところ、申請地を譲り受けられることとなったため、埋却地として利用したいとのこと。譲渡人は譲受人の申し出を受け、申請地を譲り渡したいとのこと。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地。

以上で議案第3号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員5番、立見清彦。

立見委員 推進委員5番、立見です。

ただいま、事務局より説明のありました議案第3号、番号3の申請につきまして、地元推進委員として説明させていただきます。なお、説明につきましては、事務局の説明と重複する部分もございますので、ご了承願います。

権利の種類は売買です。場所につきましては、現地確認調書の11ページにありますとおり、桃泉バス停終点から直線にして南西へ200メートルくらいのところですが、申請の目的は家畜伝染病発生時に地中に埋めるための埋却地で、農業用施設用地です。転用理由ですが、家畜伝染病に備えて、家畜農家は埋却地を確保する義務があることから用地を探していたところ、隣接地に譲り受けられることになったので、農業用施設用地としたいということです。

なお付近の状況を申し上げますと、北側は村道、南側は山林、東側は譲受人の鶏舎がある宅地です。西側は畑となっております。なお、西側の畑については特に影響はないと思われま。

私としては特に問題がありませんので、許可相当と思われましますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山です。

ちょっと1点教えていただきたいんですけども、今回の埋却用地というようなことで、伝染病が発生した場合の埋却地ということで、当然こういった施設についてはそういう用地を確保していなければならないということは認識しておるんですけども、この施設はひなを育てており、このような状況の中で、ひながこの伝染病にかかったときに、埋却する場合に、当然、これもこういった場合も県だとかそういうのがまず当然立ち会って行くかどうか。

今までそういった形の中で埋却した場合にブルーシート等を敷いて周りに汚染物質が流れないようにというようなことは法で定められているらしいんですけども、それでもブルーシートの間からやっぱりこういった汚染物が流れて、周りに臭いだとかそういった汚染水が出るという話をちょっと聞いたんですけども、その辺の対応等についてきちっとできるかどうか、その辺を確認をお願いしたいと思います。

議 長 事務局長。

事務局長 小山委員からの質問でございます。

赤城方面で発生していた豚熱とか鳥インフルなんかがございますが、全て県の畜産課の指導の下、埋却をしております。また、ブルーシート等で何メートル、ちょっと記憶が定かではないんですが、二、三メートル掘った上で、ブルーシートを敷き、その上に家畜というか、全て埋却をして、また、土を2メートル以上かけるという何か決まりがございますので、指導については心配ないと思っております。

今回、特に今、立見委員が言ったように、万が一のときの埋却地を家畜業を営んでいるものは義務ということですので、近隣に校庭できたことによって、もっと離れた場所に埋却地を設けて、ウイルスとかそういう菌がほかのところに移るよりも近くということが義務づけられているのが現状でございます。

以上です。

議 長 ほかに意見ございませんか。

推進委員 1 番、岩田悦夫君。

岩田委員 推進委員 1 番の岩田ですが、この場所は宅地扱いになるんですか。5条ということだと。見た目は何もなかったら農地かなというような状況だと思うんですが。

議 長 事務局。

富澤書記 今回の場所については、農業施設用地ですが、建物を建てる計画ではないので宅地にはならず、雑種地となるのではないかと思います。課税地目については、税務課が判断をするところなので、この場でどれになるとは、はっきりとは申し上げられないというところでございます。

以上です。

議 長 それでいいですか。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号4について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第3号、番号4について説明申し上げます。

議案書20ページ、現地確認調書は14ページからとなります。

議案第3号、番号4、図面番号4。

農地の所在は大字広馬場字井戸尻2245番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は857平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は山子田の法人。転用目的は特定建築条件付売買予定地2区画と、施設等はありません。転用理由、譲受人は申請地は閑静で日当たりもよく、近隣には住宅もあり、前橋、高崎への交通の便もよいため、特定建築条件付売買予定地として分譲したいとのこと。譲渡人は譲受人の申出を受け申請地を譲り渡したいとのこと。

備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、議案第3号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号4について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんかはい。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥静男です。

議案第3号、番号4の件につきましては、自己に関わることであり、退席の許可を求めます。

議長 推進委員4番、羽鳥静男君の退室を認めます。

(羽鳥委員退席)

議長 ほかにご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番農業委員、村上です。

議案第3号、番号4について、事務局長の説明どおりですが、地元委員として若干補足説明をさせていただきます。

現地確認調書4ページからになります。

場所としましては、井戸尻の信号を東に50メートルぐらい下がった左側にあります。現地としては南側、東側が県道、村道になっており、北側が雑種地、西側が畑に面し

ているんですけれども、ここは擁壁を打ちます。雨水は自然浸透、生活雑排水は下水ということになっておりますので、付近の農地には影響を及ぼさないと思いますので、地元委員としては許可相当と思われま

審議のほうよろしくをお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はありますか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号4は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、推進委員4番、羽鳥静男君の入室を認めます。

(羽鳥委員入室)

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 榛東村農作業労働標準料金の決定についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号について説明申し上げます。

議案書21ページをご覧ください。

議案第4号 榛東村農作業労働標準料金の決定について。

榛東村農作業労働標準料金について、農地法第52条(情報提供等の規定)により決定を求める。

令和8年2月10日提出。榛東村農業委員会会長。

次のページをお開きください。

農業委員会で情報提供している農作業労働標準料金について、群馬県の最低賃金が改定されることから、村の標準料金についても見直しを行うものでございます。

23ページが現況の一覧表で、区分、一般作業名、農作業全般というところで、最低賃金の改定がされるたびに見直しを行ってきたところとなります。

現行は昨年度に改定され990円からとなっておりますが、22ページをご覧ください。変更後は1,070円からとなっております。これは群馬県の最低賃金990円が令和8年3月1日から1,063円に改定されますので、以前の班長会議にて22ページの変更案とすることで定例会の審議にかけることとなりました。

榛東の場合は、慣例により1円単位を切り上げて1,070円となっております。

以上、議案第4号の説明を終わります。

議 長 事務局長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

推進委員3番、湯浅幸弘君。

湯浅委員 ここに書いてある榛東村農作業労働標準料金というのは、村内の業者というか、そのみに適用される料金ですか。榛東村でやる場合は、つまり。

村外の業者にやってもらう場合でも、この賃金が適用されるということになるんですかね。それとも。

議 長 質問は分かりました。

事務局長。

事務局長 今回の改定については、群馬県の最低賃金が変わったことによる人件費が1,063円になったことによるので、1,070円に上げると、これは群馬県の一律でございます。

ただし、作業についてのこの表に載ってますそれぞれについては、あくまでも榛東村の料金の参考でございます。

以上です。

議 長 推進委員3番、湯浅幸弘君。

湯浅委員 つまり、この金額よりも高くなる場合もあるという。個別の。

議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時41分)

(再開 午前10時42分)

議 長 暫時休憩を解きます。

それでは開始して。

ほかに質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号原案のとおり決定することといたします。
ここで、全ての審議がされましたので、暫時休憩といたします。
10時55分開始といたします。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時55分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時20分)